

業務説明資料（案）

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1 業務概要

- (1)業務名 浜松市こどもの権利フォーラム及びワークショップ業務
 (2)履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
 (3)履行場所 浜松市内
 (4)契約上限金額 5,326千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 業務内容

- (1)業務目的 こども基本法及び浜松市こども計画の基本理念を踏まえ、本市におけるこども・若者への意見聴取の取り組みを推進し、より多くのこども・若者が意見表明を行う機会を設け、本市の施策に反映する。
 また、「こどもの権利」に関する意見交換や情報共有の場を設け、「こどもの権利」の促進に向けた取り組みを社会全体で強化する。

- (2)業務内容 以下のア～エまでの業務を行う。

ア 広報・情報発信

チラシ・ポスターの作成と配布、SNS を活用した情報発信、市の広報媒体との連携を行い、事業の周知を行うこと

イ 浜松市こどもの権利フォーラムの企画・運営

開催時期	令和8年11月の土曜日又は日曜日の半日
対象者	こども、若者、保護者、教職員、幼児教育・保育関係者、青少年教育関係者、子育て支援関係者等の幅広い層
会場	浜松市内のアクセスのよい場所で、200名以上収容可能な会議室やホールを確保すること
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・基調講演、こどもの意見発表、パネルディスカッション等を含む内容とすること ・一般の市民を対象とした分かりやすい内容とし、こどもの権利に関する理解や関心が深まるものとする
チラシの作成・印刷	A4・4C/1C(両面カラー)、マット90kg、1,500枚程度 ※内容は、市と十分な調整を行うこと
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事前申込受付業務 ・講師、有識者等との調整 ・会場借上、調整、設営、管理等 ※いずれも、市と十分な調整を行うこと

ウ 浜松市こどもの権利ワークショップの企画・運営

開催時期	令和8年7月から11月にかけて、計4回の開催 ・各回2時間程度とする ・うち4回目は、浜松市こどもの権利フォーラムと兼ねる
対象者	浜松市内の小学生～29歳の子ども・若者40名程度
会場	子ども・若者が参加しやすく、60名程度収容可能な会議室やホールを確保すること
内容	・こどもの権利に関する学習、グループディスカッション、意見交換を含む内容とすること ・子ども・若者が意見を出しやすいようにワークショップ手法を活用し、進行を行うこと ・ファシリテーターを配置し、市が提供する「子ども意見ファシリテーター養成講座テキスト」に基づくファシリテーション手法を用いて、子ども・若者が自由に意見を表明できる環境を整えること ・ワークショップの成果物（ワークシート、パワーポイント等）を作成し、フォーラムでの発表に活用すること
チラシの作成・印刷	A4・4C/1C(両面カラー)、マット90kg、50枚 ※内容は、市と十分な調整を行うこと
参加特典	参加者には、1回1,000円の謝礼（図書カード、ギフト券等）及びおやつを贈呈すること
その他	・参加申込受付、参加者確定業務 ・参加者専用の連絡先を設置し、フォローすること（開催前のリマインド、問合せ、準備物、出欠連絡等） ※いずれも、市と十分な調整を行うこと

エ 参加者の募集

イ及びウの参加者の募集を行うこと

- ・オンライン申込フォームの作成、運用
- ・応募状況の管理（申込者リストの作成・更新、参加確認の連絡等）
- ・参加者の偏りがないうよう、多様な背景をもつ子ども・若者の参加の促進に努めること

※いずれも、市と十分な調整を行うこと

(3) 成 果 品 浜松市こどもの権利フォーラム及びワークショップに関する以下の資料

- ・浜松市こどもの権利フォーラムの実施報告書（写真有）
- ・浜松市こどもの権利ワークショップの各回の実施報告書（写真有）
- ・参加者アンケート及び集計・分析をした結果報告書
- ・チラシ、ポスター等